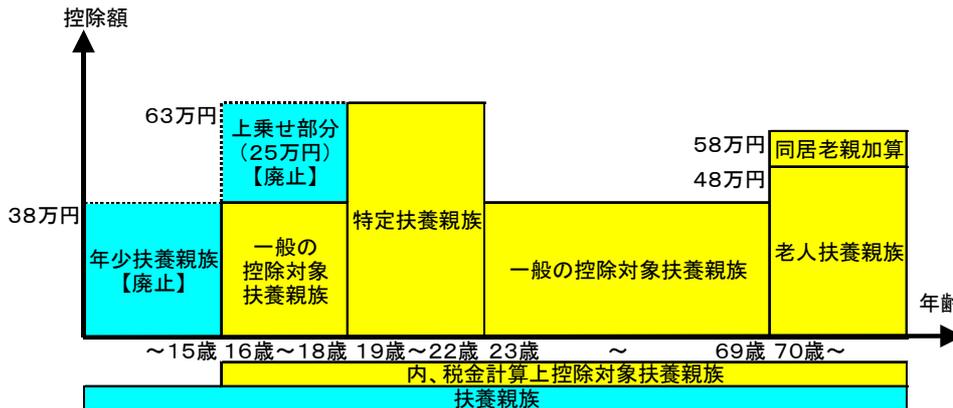


# 自主記帳・自主計算 ニュース

京都府商工団体連合会  
税金対策・記帳推進部会  
TEL075-314-7101  
第50-1号  
2011.10

京商連第50回定期総会第1回理事会(2011.6.24開催)決議にありますように、各民商の自主記帳・自主計算の取組みを京商連として集約し、「自主記帳・自主計算ニュース」として発行して知らせることとなりました。今回は平成23年分確定申告の改正点を紹介します。

## ○平成22年度税制改正により、控除対象扶養親族のあり方が変更になりました。 15歳以下扶養控除廃止



平成23年分の所得税から適用される主なものとして扶養控除の改正があります。

①年少扶養親族(扶養親族のうち、16歳未満)に対する扶養控除(控除額38万円)が廃止されました。15歳以下の子どもは扶養控除の対象とならないので注意しましょう。

②16歳以上19歳未満に

対する扶養控除について上乗せ部分(25万円)が廃止されます。そのため、扶養控除額が63万円から38万円に減額されます。

③扶養親族または控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合、扶養控除または配偶者控除の額に35万円加算する措置がなくなりました。代わって障害者控除の額が75万円(改正前:40万円)となりました。

### 「廃止」しかし「増税」はそのまま

民主、自民、公明3党の幹事長・政調会長は4日、国会内で会談し、2012年度から子ども手当を廃止し、自公政権時代の児童手当制度を復活させることで合意しました。

しかし、子ども手当の財源を得るために行った年少扶養控除廃止と16歳以上19歳未満の扶養控除縮小についてはそのままです。(所得税は11年1月から、住民税は12年6月から実施)

### 【子ども手当】10月から減額1420万人

子ども(児童)手当の支給額(月額、1人当たり)			
	旧児童手当 (2009年度まで)	子ども手当 (10年度~11年9)	(11年10月~)
3歳未満	1万円	1万3000円	1万5000円
3歳~小学生	5000円(第3子以降は1万円)	1万3000円	1万円(第3子以降は1万5000円)
中学生	なし	1万3000円	1万円
所得制限	あり	なし	あり (12年度から)

民主党マニフェスト2009の中で目玉政策として「子育てを社会全体で支える観点から、「配偶者控除」「扶養控除(一般)」は「子ども手当」へ転換します」とし中学校卒業までの子ども一人あたり、月額2万6000円支給を約束しました。しかし、2010年度から中学卒業までの子ども

一人あたり月1万3千円で開始され、11年度から月額2万6千円への上乗せを断念。10月(支給は2月)からは3歳未満1万5千円、3歳から小学生の第1、2子と中学生は1万円になります。増額になる子が300万人なのに対し、減額されるのは1420万人にのぼります。